

三菱重工業（株）における航空機部品の 品質管理の抜本的な改善について

平成23年8月26日
航空局安全部航空機安全課

三菱重工業（株）において、航空機部品の製造にあたって規定違反が確認されたことから、本年7月8日に、同社に対して航空機部品の品質管理を徹底するよう、厳重注意を行うとともに、同種事例の調査や再発防止策を策定の上、報告するよう求めていたところ、8月23日に、同社から「航空機部品の品質管理の徹底について（ご報告）」（以下、報告書）が提出されました。（別紙1参照）

同社からの報告においては、社内規定違反事例が1,000件以上あったこと、また、その原因として、社内に納期を優先する体質が蔓延し、かつ、作業管理や教育・訓練等が十分に行われていないなど、航空機の安全確保を最優先すべき航空機製造者として極めて重大な問題があったことが判明しました。国土交通省としましては、提出された「報告書」で述べられた再発防止策が確実に実施され、抜本的な改善が着実に進められていくことを確認するため、本日同社に対して別紙2のとおり再発防止策の実施状況を定期的に報告するよう指示しますのでお知らせします。

問い合わせ先

国土交通省航空局安全部

航空機安全課 山田・千葉

03-5253-8111（内線：50213、50202）

03-5253-8735（直通）

三菱重工業(株)からの報告書概要

● 同種事例の調査結果

・社内ヒアリングをより厳密かつ広範囲にやり直した結果、社内規定違反が疑われる事例として1,191件を抽出。主なものは以下の通り。

- 各種の表面処理について、スペック上要求される時間を満足しない
で実施
- 社内資格が必要な作業・検査を、無資格の作業員等が実施
- 作業記録の漏れ、検査印の押印漏れ

● 原因究明の結果

・社内の納期優先体質、管理・監督部門・品質保証部門の機能不全、訓練・指示不足による作業員の安全意識の低さ等

● 主な再発防止策

・マネジメントの見直し(業務に対応した管理監督の観点)

- 経営トップによる品質第一の経営方針の示達、作業の質・量に応じた
適切なリソース(人数、工数)の配分及び見直し。

・現場管理体制の見直し

- 生産計画及び管理の改善、作業工程の適切な設定、作業委託管理の
改善等

・品質保証の仕組みの改革

- 検査依存からプロセス保証型の品質保証体制への移行、内部監査の
方法の改善等

・飛行安全に対する意識の浸透

- 規定内容や規定遵守に関する教育を実施



(別紙2)
国空機第159号
平成23年8月26日

三菱重工業株式会社
名古屋航空宇宙システム製作所
所長 石川 彰彦 殿

国土交通省航空局安全部
航空機安全課長 高野



航空機部品の品質管理の抜本的な改善について

「航空機部品の品質管理の徹底について（厳重注意）（平成23年7月8日付け国空機第21号）」に基づき、平成23年8月23日、貴所から同種事例の調査結果、原因究明及び再発防止策等が記載された「航空機部品の品質管理の徹底について（ご報告）」（以下、「報告書」という。）が提出されたところ、社内規定違反事例が1,000件以上あったこと、また、その原因として、社内に、納期を優先する体質が蔓延し、かつ、作業管理や教育・訓練等が十分に行われていないなど、航空機の安全確保を最優先すべき航空機製造者として極めて重大な問題が判明したことは、誠に遺憾である。

このような状況については、航空法第12条の型式証明を受けている航空機的设计・製造者として、また同法第20条第1項に基づき航空機の製造及び検査の能力についての認定を受けている事業場として、抜本的に改善する必要がある。

については、8月23日付けで提出された「報告書」に述べられた再発防止策が確実に実施され、抜本的な改善が着実に進められていくことを確認するために、本年9月以降、当面の間、毎月の末日にその実施状況について報告されたい。

以上